

人吉市狩猟免許取得支援事業補助金交付要項

（趣旨）

第1条 この要項は、新規に銃、わな等の狩猟免許を取得した者に当該取得に要した経費の一部を補助した人吉市有害鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で狩猟免許取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、人吉市補助金交付規則（昭和46年人吉市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、野生鳥獣による農林産物の被害を軽減させることにより、農林産物の安定供給及び農林業の振興を図るため、新規に銃、わな等の狩猟免許を取得した者とする。

（補助対象経費、補助金の額等）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表第1のとおりとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第4条 補助金の交付申請をしようとする協議会は、人吉市狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の領収証の写し
- (3) 協議会が新規に銃、わな等の狩猟免許を取得した者の当該取得に要した経費の一部を補助した者（以下「新規取得者」という。）の狩猟免許証又は合格通知の写し
- (4) 新規取得者の捕獲活動従事誓約書（様式第3号）

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、人吉市狩猟免許取得支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により協議会に通知するものとする。

（遵守事項）

第6条 新規取得者のうち、銃免許取得者においては狩猟免許取得後5年間の内3年以上、わな免許取得者においては狩猟免許取得後5年間の内1年以上狩猟に従事後、鳥獣被害対策実施隊へ入隊し、当該鳥獣被害対策実施隊から要請があるときは、捕獲活動に従事すること。

（補助金の交付決定の取消し等）

第7条 市長は、協議会が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合は、その旨を人吉市狩猟免許取得支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。
（関係書類の整備）

第8条 協議会は、補助金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（補則）

第9条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額等
受験手数料、診断書手数料、講習会受講料（テキスト代含む。）、例題集代、猟友会入会金（年会費は除く。）、狩猟登録者手数料（狩猟税は除く。）、初心者講習会受講料、教習射撃資格認定申請手数料、教習用射撃用火薬等譲受許可申請手数料、鉄砲所持許可証申請手数料、火薬等譲受許可申請手数料、教習射撃受講料その他狩猟免許新規取得に係る経費	補助対象経費の10分の10とし、1人当たり10万円を上限額とする。